

生徒手帳

目次

1. 教育目標	2
2. 生活目標	2
3. 校歌	3～4
4. 学校のあゆみ	5～7
5. 一般的心得	8～12
6. 生徒会組織図	13
7. 生徒会会則	14～19
8. 日課表	20～21

教育目標

本校の教育は教育基本法の精神に基づき、次のような人間を育成することを目標とする。

- 1 自主・自立
- 2 気品・誠実
- 3 気力・体力
- 4 社会貢献

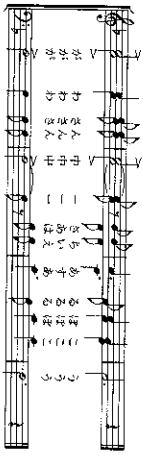
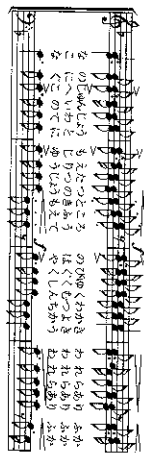
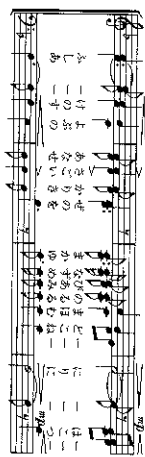
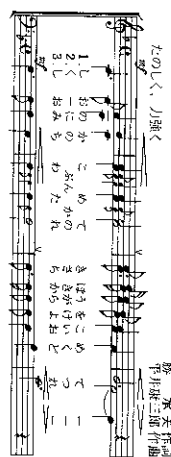
生活目標

私たちは明日の日本を背負う中学生としての誇りと自覚をもって、次の目標に向かって毎日の生活を送ろう。

1. 学ぶことの喜びを知り、正しいことを愛する人になろう。
2. 働く喜びを身につけ、良いことを進んで実行する人になろう。
3. 礼儀を重んじ、他人の立場をいれる広い心の人になろう。
4. 周囲の人と協力し合い、自分の責任を立派に果たす人になろう。
5. 健康な体と豊かな心を持った人になろう。

深川第三中学校校歌

勝 承夫 作曲
平井藤三郎 作曲



江東区立深川第三中学校

一校 歌一

勝 承夫 作詞
平井藤三郎 作曲

1. 潮の香こめて 希望をこめて
吹けよ朝風 学びの意に
花の純情燃え立つところ
伸びゆく若きわれらあり
深川三中 幸ある母校

2. 国の文化の さきかけいくつ
徳ぶ名残りも 数ある誇り
ここに平和と自立の気風
はぐくむ強きわれらあり
深川三中 愛する母校

3. 潮満ちわたれ 力よおどれ
明日の世紀を 夢みる胸に
つなぐこの手に友情もえて
躍進誓うわれらあり
深川三中 はえある母校

一学校のあゆみ

昭和22. 4. 19 都教育庁から和田校長が転補され初
代の学校長になった。
昭和22. 5. 10 都立第三商業高等学校内で開校式を
あげた。(生徒数230名、五学級編成、教員数10名)
昭和23. 4. 1 区立数矢小学校内に分校をつくった。
昭和25. 7. 4 現在地に新校舎が完成して初めて独
立した。(敷地面積3,108.49坪、木造2階建、建坪
201.64坪、12学級)
昭和26. 2. 15 全校舎焼失した。
昭和26. 2. 18 一、二年生は明治小学校、三年生は
数々小学校に移転して授業を再開した。
昭和26. 4. 1 和田校長は文京区立第八中学校へ転
補。江東区立砂町中学校長小松崎軍次氏が第二代の
学校長として着任した。
昭和27. 8. 20 新校舎に移転して授業を再開した。
(生徒数817名、学級数14、教員数25名)
昭和28. 12. 16 小松崎校長が江東区教育委員会教育
長に転補された。
昭和29. 3. 29 墨田区立吾嬬第二中学校長八尋三郎
氏が第三代の学校長として着任した。
昭和36. 4. 1 八尋校長は千代田区立九段中学校へ
転補。
台東区立竜泉中学校長小林正民氏が第四代の学校長
として着任した。

昭和38. 3. 31 江戸川区立松江第三中学校長山田国
昭和43. 3. 31 荒川区立日暮里中学校長有海庄右衛
門氏が第六代の学校長として着任した。
昭和43. 8. 10 本校校舎の改築工事が開始される。
昭和44. 4. 12 鉄筋校舎竣工
昭和44. 6. 16 鉄筋校舎へ全面移転した。
昭和47. 3. 31 有海校長は退職。
昭和47. 4. 1 江東区立大島中学校長宮崎晴良氏が
第七代の学校長として着任した。
昭和51. 3. 31 増築鉄筋校舎普通教室10室、特別教
室2室竣工する。
昭和51. 4. 1 高崎校長は台東区立台東中学校へ転
補、葛飾区立水元中学校より小岩孝氏が第八代の学
校長として着任した。
昭和56. 4. 1 小岩校長は荒川区立尾久八幡中学校
へ転補、江東区立第三砂町中学校より中川芳介氏が
第九代の学校長として着任した。
昭和60. 4. 1 江東区立深川第四中学校より堀切康
司氏が第十代の学校長として着任した。
平成元. 4. 1 荒川区立日暮里中学校より神山俊見
氏が第十一代の学校長として着任した。
平成4. 1. 15 江戸川区立小岩第二中学校より澤田
文雄氏が第十二代の学校長として着任した。
平成9. 4. 1 江東区立大島中学校より太田公先生
が第十三代の学校長として着任した。

平成9. 11. 15 開校50周年記念式典を挙行 (生徒数
727名、学級数20、教員数31名)
平成13. 4. 1 足立区教育委員会より堀内 明氏が
第十四代の学校長として着任した。
平成18. 3. 31 校舎改築のため、南砂校舎に移転。
平成18. 4. 1 需内校長は港区立御成門中学校へ転
補。江東区立深川第六中学校より春藤総明氏が第十
五代の学校長として着任した。
平成20. 2. 19 新校舎竣工。
平成20. 6. 14 新校舎落成式典。
平成20. 11. 15 江東区立深川第六中学校より松本浩
二氏が第十六代の学校長として着任した。
平成26. 4. 1 江東区立東陽中学校より高田弘文氏
が第十七代の学校長として着任した。
平成28. 4. 1 大田区教育委員会より菅野哲郎氏が
第十八代の学校長として着任した。
平成31. 4. 1 江東区立第三危戸中学校より武井勝
久氏が第十九代の学校長として着任した。
令和7. 4. 1 江東区立有明中学校より月田行俊氏
が第二十代の学校長として着任した。

— 一般的心得 —

1. 自分自身の意見と判断がもてるようになるためにたえず疑問と課題をもって学習をつみ重ねる。
2. 心と身体を鍛える。
3. 健康と安全についての知識を学び、自分の身をまもるための判断や処置ができるようになる。
4. ひたむきの意見をすなおにきいた上で、自分の意見や判断で行動することができるようになる。

日常生活のきまりと心得

1. きめられた服装で登校する。(服装のきまりによる)
2. 集団の中で一人であることを自覚する。
3. 時間をまもる習慣を身につける。
4. 校舎内では静かにし、落ちついて生活する。
5. 始業の出入り等では、人に道をゆする習慣を身につける。
6. 明るく気持ちのよいあいさつをする。
7. 人と話をするときは正しい姿勢で相手と向きあう。
8. 新しい言葉を使う努力をする。
9. ものを大切に扱う。
10. こわれたものを修理して使う習慣を身につける。
11. 公共物を大切に使う。

履や許可が必要なもの

- (1) 欠席の場合は、朝のうちにすぐ入るへの入り方、もしくは生徒手帳又は電話で連絡する。遅刻・早退の場合は必ず先生に届け出る。
- (2) 規定以外の服装をする場合は許可をうける。

6. 身のまわりをきちんと片づける。とくにあと始末をきちんとする。

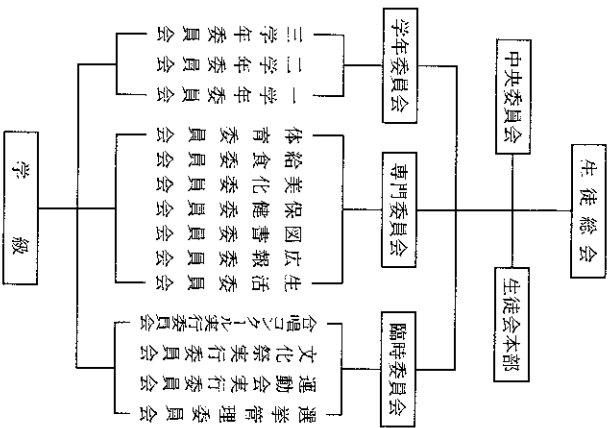
- ① あとからくる人のことを考えよう。
 - ② 持ちものには記名し、自分で責任をもつ。
 - ③ ものがなくなった時の人の迷惑や無駄を考えよう。
8. 原則として人のものは借りない。
 9. 自分のものとは人のものをはっきり区別する。
 - ① 奉仕活動を積極的に行う。
 - ② 困っている人のために役立ちとうとする気持ちや理解をふかめ、実行する努力をする。
 - ③ 自分の利害だけを考えた行動はしないように気をつける。

服装のきまりと心得

みなの美しさは、その人の心の美しさや教養のあらわれであって、流行をみまねすることからは生まれない。
自分の能力や個性をのびし、流行に流されない力を養うために勉強と努力をつけよう。深川三中生の服装はこのようなかまがまえのあらわれでありたい。

1. 服装のきまり
天気等により、スラックスタイツ、スカートタイツ、どちらの標準服を選択してもよいものとする。

— 生徒会組織図 —



(スラックスタイツ)

- (1) 所定の標準服を着用する。下には白のワイシャツを着用し、学年色のネクタイをつける。
- (2) スポーンは裾端に細いものや太いものは着用しない。
- (3) 夏の上着は、袖章をつけた半袖または長袖のブラウス・ワイシャツを着用する。ベストを着用してもよい。
- (4) 靴下は白のスラックス。
- (5) 運動靴または黒の学生用通学靴で登校する。
- (6) 寒い時はコート・フワフワ・ベスト・セーターを着用してもよい。また、ベスト・セーターは学校指定のものを着用する。
- (7) (スカートタイツ)
- (1) 所定の標準服を着用する。下には白のワイシャツ・ブラウスを着用し、学年色のリボンをつける。
- (2) スカーターの丈は、膝が隠れる程度とする。
- (3) 夏の上着は、袖章をつけた半袖または長袖のブラウス・ワイシャツを着用する。ベストを着用してもよい。
- (4) 靴下は白のスラックス。寒い時は黒のタイツを着用してもよい。
- (5) 運動靴または黒の学生用通学靴で登校する。
- (6) 寒い時はコート・フワフワ・ベスト・スカート・セーターを着用してもよい。また、ベスト・セーターは学校指定のものを着用する。

— 生徒会会則 —

第1章 総 則

- 第1条 この会は、江東区立深川第三中学校生徒会という。
- 第2条 この会は、本校在校生を会員とする。
- 第3条 この会に、顧問の教員をおく。
- 第4条 この会は、教員の指導と助言をうけて、学校生活の充実について話し合い、これを実行することにより、よりよい校風の樹立をはかることを目的とする。
- 第5条 この会は、第4条の目的を成し遂げるために次の活動を行う。
 1. 生徒会組織上の諸活動
 2. 学校行事に協力すること
 3. その他
- 第2章 生徒会本部
- 第6条 この会の役員は次のとおりとする。
 - 会長 1名、副会長 2名、本部役員 6名
- 第7条 役員は次のとおりとする。
 1. 会長は会務をまとめ、会を代表する。
 2. 副会長は会長をたすけ、会長不在のときは代理をつとめる。
 3. 本部役員はこの会の記録をし、庶務のしごとにあたる。
- 第8条 役員の任期は後期初日から翌年の前期最終日までとする。

頭髪のきまりと心得

頭髪は深川三中生らしい髪型とし、毛染はいつも清潔にしておくこと。

1. 頭髪のきまり

- (1) 前髪は目にかからないようにする。
- (2) 肩にかかった場合は、黒・紺・濃い茶色のゴムで結ぶ。
- (3) 整髪料は使用してはいけない。
- (4) 加工してはいけない。(パーマ、脱色等)
※上記を踏まえ、学校生活に適した身なりや、細かな規則は先生の指示に従うこと。

所持品のきまり

- (1) 所持品には必ず「氏名」を明確に書いておく。
- (2) 清潔なハンカチ、ティッシュをいつも用意する。
- (3) 落し物をしたり捨てた場合は、ただちに先生に届ける。
- (4) かばん・サフバッグを必要以上に押しつぶしたり、ソールをはつたり、必要ない事をしない。
- (5) 授業、学校行事、クラブ、部活動などの学校生活とは関係のないものは持たない。(貴重品、必要のないお金、まんが、ゲーム、危険な物など)

第3章 総 会

- 第9条 役員は会員の選挙によって会員の中から選出する。
- 第10条 役員は役員会を開き、生徒会活動に関する全体的ことから教員から助言を仰ぎ立案する。
- 第11条 役員は、学年委員、専門委員になることとはできない。
- 第12条 総会は、この会の最高審議機関である。
- 第13条 総会は教員の指導と助言を受けて、会長が招集する。
 1. 定期総会は1回以上開く。
 2. 臨時総会は、中央委員会の要求のあった場合にひらく。
- 第14条 総会の議長は、承認を得て中央委員会の議長がつとめる。
- 第4章 中央委員会
- 第15条 中央委員会は、総会につぐ審議機関である。
- 第16条 中央委員会は、次のことから審議する。
 1. 生徒会本部から提出された議案
 2. 総会に提出された議案
 3. 臨時委員会を発足すること
 4. その他必要なことから
- 第17条 中央委員会は、生徒会本部・級長・各専門委員長をもって構成する。
- 第18条 中央委員会の議長・副議長・書記を級長の中から

から1人ずつ選び、任期は1期とする。

第19条 中央委員会は、毎月の専門委員会の後に原則実施する。また、必要があれば教員の指導と助言を受けて、生徒会長または議長が招集する。

第20条 中央委員会の議決は多数決を原則とする。

第5章 学年委員会
第21条 学年委員会は、生徒総会の決議や学校生活の充実について話し合い、これを実行することにより、よりよい校風の樹立をはかる活動を行う。

第22条 学年委員会は、各学級男女各1名の級長で構成する。

第23条 学年委員会は毎月1回定期にひらき、必要があれば臨時に教員の指導と助言を受けて委員長が招集する。

第6章 専門委員会
第24条 専門委員会は、生徒総会の決議にもとづいて、生徒会の目的をはたすための活動をする。

第25条 専門委員会の種類は次のとおりとする。
① 生活委員会 ② 広報委員会 ③ 図書委員会
④ 保健委員会 ⑤ 美化委員会 ⑥ 給食委員会
⑦ 体育委員会

第26条 専門委員会は、原則毎月1回開く。
第27条 委員は各学級から選出し、任期は1期とする。また、各委員会の正副委員長は、委員の中から選出する。

第7章 臨時委員会
第28条 臨時委員会の種類は次のとおりを原則とする。

① 選挙管理委員会 ② 運動会実行委員会
③ 文化祭実行委員会 ④ 合唱コンクール実行委員会
⑤ 文化祭臨時委員会
第29条 臨時委員会は必要に応じて教員の指導と助言を受けて実行委員長が招集する。

第30条 臨時委員会の委員については、必要に応じて、各学級から選出し、専門委員会と兼ねてもよい。また、各臨時委員会の正副委員長は、委員の中から選出する。

第8章 会則の改正
第31条 この会則の改正は、中央委員会で決議し、総会に提出し、その承認を得なければならぬ。ただし、この決議と承認は出席者の3分の2以上の賛成が必要である。

第9章 細則
第32条 この会の細則は次のとおりとする。

1. 生徒会役員選挙規定 2. 専門委員会細則
附 則
第33条 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

一 生徒会役員選挙規定一

生徒会役員選挙規定に基づき、選挙管理委員会を組織し実施・運営をする。

1. 生徒会役員
会長1名・副会長2名・本部役員6名
2. 役員の選挙は選挙管理委員会を議決し、これが行う。

3. 選挙管理委員は各学級より1名ずつ選出する。

4. 選挙の方法は生徒による直接選挙とする。

5. 選挙公示は夏休み明けの全校集会に行う。

6. 候補者は、会長・副会長・本部役員のいずれかに立候補する。

7. 候補者1人につき1人の応援責任者を決める。

8. 定められた規定に沿って事前に選挙活動を行うことができる。ただしいずれも選挙管理委員会の許可を得る。

9. 立会演説会は別に定めた要項に従い行う。

一 専門委員会細則一

委員定数及び主な活動内容は次のとおりとする。

委員会名/定数	活 動 内 容
生活委員会 (男女各1名)	・朝のあいさつ運動、下校時の整列 め等の迎番活動 ・教員移動時の級長の補佐 ・中身の各学級である「みどりやあ」 を生徒に呼びかける
広報委員会 (男女各1名)	・朝早繰りの放送、朝礼の放送準備 ・行事等での放送担当 ・各種行事のビデオ撮影
図書委員会 (男女各1名)	・本の貸し出し ・本の修理と整理 ・図書だよりの発行
保健委員会 (男女各1名)	・構入、けが人の世話 ・手洗いせっけん液の管理 ・空気清浄機の管理
美化委員会 (男女各1名)	・清掃用具の管理と補充 ・清掃点検活動 ・清掃活動の指導助言
給食委員会 (男女各1名)	・白衣、帽子、手袋着用の呼びかけ ・給食ロッカーの整理と管理 ・給食活動の助言・指導と点検 ・「いただきます」「ごちそうさま」 の毎日の号令
体育委員会 (男女各1名)	・昼休みのボールの貸し出し・管理 ・運動会の運営 ・体育祭としての活動

日 課 表

(午前の時程)

予 朝	読 者	8 : 25	～	8 : 35
短 学	活 掃	8 : 35	～	8 : 40
1 校	時 校	8 : 45	～	9 : 35
2 校	時 校	9 : 45	～	10 : 35
3 校	時 校	10 : 45	～	11 : 35
4 給	時 食	11 : 45	～	12 : 35
屋 体	時 食	12 : 35	～	1 : 05
	時 食	1 : 05	～	1 : 30

(午後の時程)

○5校時の日	時 活	1 : 35	～	2 : 25
5 校 学	掃 校	2 : 25	～	2 : 40
短 清	下 校	2 : 40	～	2 : 55
○6校時の日	時 活	3 : 05	～	3 : 25
5 校 学	掃 校	1 : 35	～	2 : 25
6 短	時 活	2 : 35	～	3 : 25
学 清	掃 校	3 : 25	～	3 : 40
下 校	掃 校	3 : 40	～	3 : 55
	掃 校	4 : 05	～	4 : 05

○ 残留時間の制限

1. 部活動・学級活動等のため、下校時間後残留する場合は顧問または担任の先生の許可をもらう。

2. 残留の時間
時 間 平日 6時15分まで活動
6時30分完全下校
年間通して(4月～3月)